公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟

# **ワクワク自然体験あそび（県版ワクワク事業）推進要項**

（目　的）

**第１条**この要項は、公益財団法人日本ボーイスカウト栃木県連盟（以下「県連盟」という。）ワクワク自然体験あそび推進特別委員会（以下、「ワクワク特別委員会」という。）規程に基づき、ボーイスカウト運動を広くＰＲし、多くの子どもたちにスカウト活動の魅力を伝え、一人でも多くの入隊につながるよう、体験入隊等の支援を行うために県版ワクワク事業の推進に必要な事項について定めることを目的とする。

（事業の対象）

**第２条**　ワクワク特別委員会は、本県連盟に加盟する団が、本要項第１条に基づく体験入隊等の活動を行う場合には、事業の対象とすることができる。但し、国、又は、地方公共団体の補助事業、財団等の補助事業との重複はできないものとする。

（活動支援金）

**第３条**　交付決定を受け本県連盟に交付申請のあった団に対しては、活動支援金として、年間１回に限り5,000円を限度に交付する。ただし、団合同での開催を希望する場合には、ワクワク特別委員会で交付額を協議することができる。

（対象経費）

**第４条**　対象経費は、保険料（レクリエーション傷害保険等）、消耗品費（材料費・名札ケ－ス・感染症対策品・事務用品等）、通信運搬費（郵便代・チラシ代）とする。

２　会議費や旅費交通費は対象経費外とする。

（実施計画書及び予算書の提出）

**第５条**　団が本事業を申請するときは、開催１か月前までに、実施計画書（開催日・会場・内容・参加費・参加対象者等）と予算書を【様式１】により記入し、県連事務局へ提出する。

２　予算書の記入に当たっては、受益者負担として１人200円の大会参加料の収入を計上し、参加者（スカウト募集年齢対象の子ども）から徴収することとする。

３　計画書の作成に当たっては、団内に安全担当者を選任して十分な安全対策を講じるとともに、参加者は、そなえよつねに共済保険に加入していないことから、団でレクリエーション傷害保険等に加入することとする。

４　参加申し込み方法は、団の希望により、事前申込方式と当日受付方式を選択できるものとする。

（活動の承認）

**第６条**　ワクワク特別委員会は、計画書・予算書の内容（特に安全対策や実施内容）を確認し、団委員長に交付決定を通知するとともに、必要に応じてアドバイスを行う。

（実施報告書及び決算書の提出）

**第７条**　本事業の交付決定受けた団は、実施後1か月以内に、実施報告書及び決算書【様式２】及び活動の様子がわかる写真3枚を添付し県連事務局へ提出する。また、提出された写真は、県連盟ホームページ等に掲載することができる。なお、公益法人としての年度内決算処理のため、最終提出日を３月15日とする。

（活動支援金の交付）

**第８条**　ワクワク特別委員会は、実施報告書及び決算書を受領した時は、速やかに活動支援金を該当団へ交付する。

（事業評価）

**第９条**　ワクワク特別委員会は、更なる本事業の充実と今後の課題を確認するため、共有のアンケ－ト作成や団訪問を実施し、今後の広報戦略やスカウト確保ための資料とする。

（新型コロナ感染症対策）

**第10条**　本事業は、新型コロナ感染症に伴い本県に緊急事態宣言が発令された場合や、当該地域が「ステージ４」の状態の場合には、事業を延期または中止することとする。

２　交付決定を受けた団が、事業を延期しても年度内（最終提出日は３月15日）に実施できなかった場合には、ワクワク特別委員会は、該当団が事業開催のために準備に要した費用については活動支援金として交付することができる。